

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年5月29日（木）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

件 名：大和市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について	
提出理由：大和市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - 平成21年6月に国及び県の行動計画に沿った「大和市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。 - 平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、新型インフルエンザや未知の新感染症が発生した場合に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等が果たすべき責務等が定められた。 - そのため、これまでの行動計画に替えて同法第8条に基づく法定の行動計画として、「大和市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する必要がある。 2. 新たな行動計画の特色 - 従来 of 行動計画と対策の基本的な考え方は同じものとし、主に次の内容を新たに追加する。 ①未知の新感染症も対策の対象とする。 ②市が実施主体として予防接種を行う。 ③法定の緊急事態宣言に基づいた緊急事態措置を実施する。 ※緊急事態宣言とは、感染症拡大により甚大な被害が想定される場合に政府が発令する。 3. 計画の概要 (1)計画の目的 ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。 ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。 (2)対象とする疾患 ①新型及び再興型インフルエンザ ②新型インフルエンザと同様に社会的影響力の大きい未知の新感染症	(3)対策の基本的な考え方 - 感染の発生段階に応じた分野別の対策を明らかにする。 - 感染の発生段階は、①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期の6段階とする。 - 行動計画の分野は、①実施体制、②情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定確保の6部門とする。 (4)行動計画の主な内容 ①未発生期…体制の構築 - 予防・まん延防止のため、予防接種体制を構築する。 ②海外発生期…発生に備えた体制整備 - 情報提供等のため相談窓口を設置する。 - 予防・まん延防止のため、感染対策に従事する市職員を対象とした予防接種を開始する。 ③県内未発生期…市内発生に備えた体制準備 - 予防・まん延防止のため、住民を対象とした予防接種を開始する。 ④県内発生早期…感染拡大の抑制 - 予防・まん延防止のため、住民に感染対策を勧奨する。 ⑤県内感染期…健康被害を最小限に抑制 - 予防・まん延防止のため、予防接種及び感染対策の勧奨を継続する。 - 医療提供体制を維持するため、在宅で療養する患者の支援を行う。 ⑥小康期…流行の第二波への備え - 情報提供等として終息宣言及び第二波への警戒を喚起する。 (5)緊急事態宣言に基づく主な緊急事態措置 - 住民に予防接種の努力義務が課される。 - 医療機関が不足した場合に、県の関与のもと臨時の医療施設を開設する。
経 過 H21. 6 平成21年度版行動計画を策定 H25. 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 H25. 6 政府行動計画策定 H25. 8 神奈川県行動計画策定 H25. 11 市町村行動計画作成の手引き呈示	今後の予定 H26. 7 市民意見公募手続きの実施 H26. 9 施行